

小林市教職員の働き方改革プラン

～ 「量を減らして質を高める改革」 への挑戦～

小林市教育委員会

小林市教職員の働き方改革実行会議

I プラン策定の目的

1 背景

学校を取り巻く環境が、複雑化、多様化する現在、社会に開かれた教育課程の実現等を目指す新学習指導要領への対応等、学校教育の一層の改善・充実が求められ、教職員が担う業務は質・量ともに増加しています。

このような中、平成28年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査では、教職員の長時間労働が看過できない深刻な状況であることが改めて明らかになりました。

そこで、文部科学省では、平成29年6月、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について、中央教育審議会に諮問し、同年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」をまとめ、各自治体に通知しました。

さらに平成31年1月、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられ、同年3月、改めて各自治体に「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」の通知が出されました。

これらを受け、各地方公共団体、各教育委員会及び各学校の校長においては、その推進に向けて取り組みが進められているところです。

小林市教育委員会では、従来から非常勤講師や特別支援教育支援員配置などの人的支援をはじめ、全普通教室への電子黒板・実物投影機の導入、先進的な学校事務の共同実施の取り組み推進や校務支援システムの導入など、各学校と連携を図る中で、教育の充実と教育環境の整備に取り組んできました。

平成30年度には、様々な国の動きを踏まえ、新たに学校閉庁日や部活動休養日等のルール化を図り、教職員の事務を補助するサポートスタッフや部活動の顧問ができる部活動指導員を配置するなど教職員の負担軽減に努めるとともに、働き方改革の実行に不可欠である保護者・地域の理解を深めてもらうため、広報こぼやしへの連載やチラシ配布による啓発活動を行いました。さらに、効果的な働き方改革を推進するため、学校、保護者、地域、大学、市教育委員会などからなる「小林市教職員の働き方改革実行会議」を設置し、平成31年4月に1年間の協議内容を反映させた「小林市教職員の働き方改革 中間プラン」を策定・公表しました。その後、実行会議において1年間の協議を続け、このたび「小林市教職員の働き方改革プラン」を策定し、地域、保護者、関係機関と連携を深めながら、学校現場と市教育委員会が一体となって教職員の働き方改革に取り組んでいくものです。

2 策定の趣旨

文部科学省が通知した「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」では、学校における働き方改革の目的を、「現在の教師の厳しい勤務実態を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合っ自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」としています。

また、取り組みの考え方として、勤務時間管理の徹底と勤務時間の在り方に関する意識改革、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、学校の組織体制の在り方の見直しなどの視点が示されています。

そこで、小林市教育委員会では、これらのことを踏まえ、「小林市教職員の働き方改革実行会議」での協議内容や意見を整理し、教職員の働き方に関する改革を効果的かつ継続的に進め、教職員を取り巻く環境の更なる改善と、教育の質向上の両立を達成すべく、本プランを策定しました。

II 教職員の働き方の実態

1 勤務時間について

文部科学省が公表した「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」等では、10年前の調査と比べ、平日・土日ともに、小中学校のいずれの職種でも勤務時間が増加しました。特に小学校約34%、中学校約58%の教員が週当たり60時間以上（月80時間以上の時間外勤務相当）の勤務という実態が明らかになりました。

小林市における小中学校の勤務時間数は、平成30年10月の調査によると、概ね全国の実態よりも少ない状況にありますが、約半数の教職員が、文部科学省が定めるガイドラインの基準※1を超えており、中学校においては10人に1人が「過労死ライン」※2を超える勤務状況です。

○ 本市教職員の長時間勤務の状況（平成29年・30年10月市の調査 ※持ち帰り業務を除く）

項目	調査年	小学校	中学校	平均
時間外勤務の平均時間	H29	41時間44分	59時間54分	49時間25分
	H30	40時間51分	51時間27分	45時間18分
時間外勤務が45時間を超過している教職員 ※1	H29	40%	66%	51%
	H30	38%	60%	48%
時間外勤務が80時間超過している教職員 ※2	H29	4%	24%	13%
	H30	2%	11%	6%

※1 「勤務時間ガイドライン」（文部科学省 平成30年12月）において、「月当たり45時間」及び「年間合計360時間」が、教職員の時間外勤務の上限の目安として示されました。

※2 厚生労働省の過労による労災補償認定におけ労働時間の評価目安の一つ。発症前1か月間概ね100時間を超える時間外労働、発症前2～6か月平均で月80時間を超える時間外認定が認められる場合、業務と発症との関連性が強いと評価され、「過労死ライン」とも言われています。

2 複雑化・多様化する学校現場

学校に求められる機能・役割は、時代や社会の移り変わりとともに、変化・拡大を続けてきました。教育課程や学習評価の変更だけでなく、ここ数年だけでも、いじめ防止対策、アレルギー対策、学校安全対策への対応として、個別の計画策定や校内委員会の設置等が各学校に求められるようになるなど、学校現場の業務が増える要因は様々ありました。

また、新しい学習指導要領が告示され、令和2年度から小学校、3年度から中学校で全面实施され、教育課程が大きく変わっていきます。今回の改定は、今後大きく変容していく予測困難な時代で、一人一人が未来を切り開いていくために必要な「資質・能力」の育成を目指し、「カリキュラム・マネジメント」の充実、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、「社会に開かれた教育課程」の実現（※）が求められています。これにより教職員自身が、実社会に触れながら幅広い経験・研鑽を積み、学び続けることが必要です。

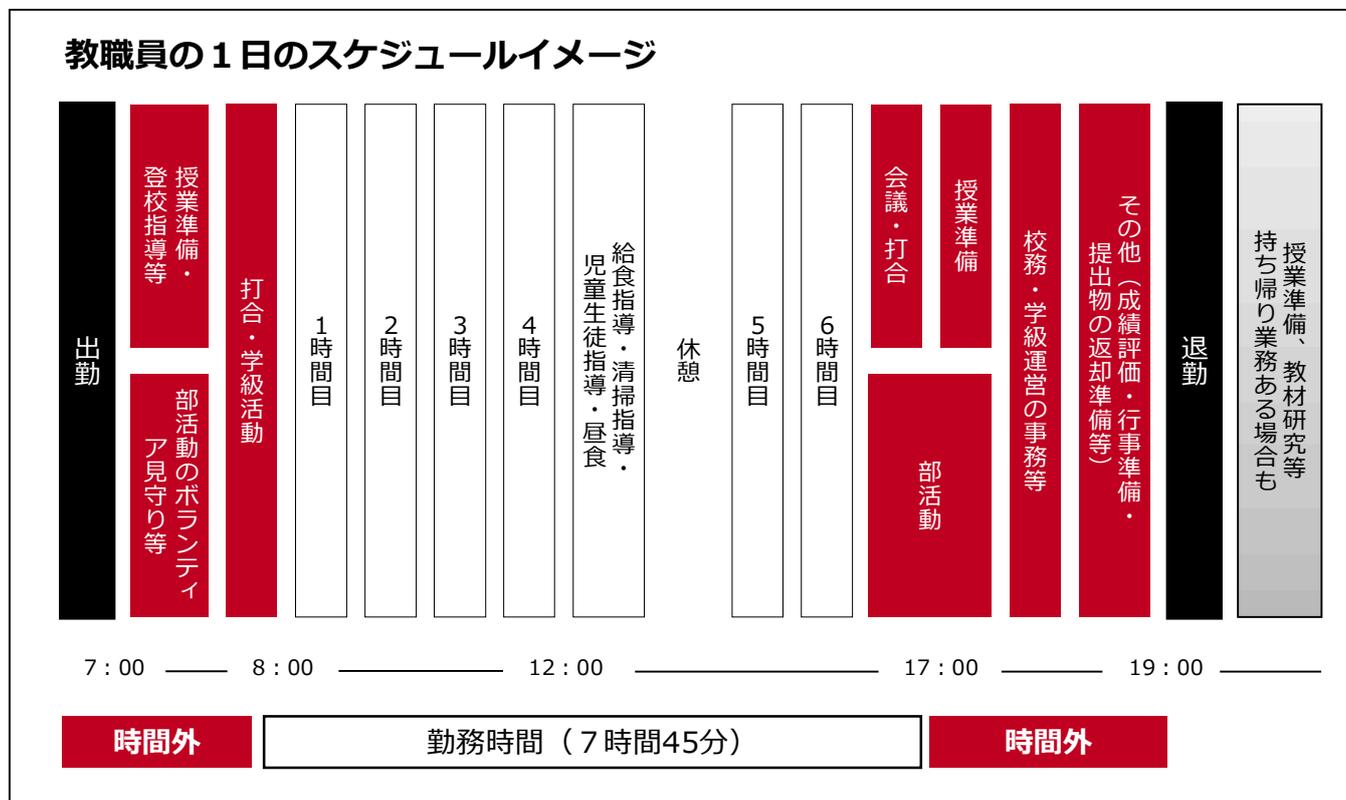
さらに、各教科においても外国語教育の充実やプログラミング教育の実施も含めた情報活用能力の育成といった新たな教育内容に対する指導の充実を図る必要があります。このことから、教育の授業準備・教材研究等に必要な専門性がさらに高まっており、準備に必要な時間も増加しています。

※「社会に開かれた教育課程」の実現とは、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと（新学習指導要領の「前文」より）

3 教職員の1日の流れ

下の表は、教職員の1日のスケジュールのイメージ図です。小林市の教職員の勤務時間は、概ね8時00分から16時30分ですが、勤務時間内は、授業や給食指導、児童生徒指導などに従事しており、勤務時間開始前にも、実際には、授業準備や登校の見守り指導等の対応があり、勤務時間終了後も、部活動や会議・打合せ、授業準備、校務などが入っており、正規の勤務時間（7時間45分）に収まりきらない状況があります。

特に中学校では、授業終了後から部活動指導を行う教職員については、部活動終了後から校務、授業準備や教材研究を行う場合が多くなり、さらに長時間勤務となっています。



4 学校・教師の不明確な業務範囲

質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためには、これまで学校や教師が担ってきた多様な業務を精査・仕分けをした上で、学校・市・関係団体・地域等で役割分担をしていく必要があります。文部科学省は、中央教育審議会の「中間まとめ（平成29年12月）」を受けて、学校・教師が担う授業以外の代表的な業務を以下のとおり整理しています。

【参考】これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方（「中央教育審議会答申」より抜粋）

基本的には学校以外が担うべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 	}	<ul style="list-style-type: none"> ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。
学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	<ul style="list-style-type: none"> ⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） 	}	<ul style="list-style-type: none"> ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。
教師の業務だが、負担軽減が可能な業務	<ul style="list-style-type: none"> ⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等） 		

Ⅲ プランの目標

1 取り組み姿勢

○長時間労働を改善しながら、教育の質の向上を目指す。
「量を減らして質を高める改革」への挑戦！

教職員のワーク・ライフバランスのとれた生活を実現し、
心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を確保することで、
学校教育の充実、質の向上につなげます。

2 計画期間

令和2年（2020年）度から令和6年（2024年）度の5か年を本プランの実施期間とし、以下の目標指数の達成を目指します。

3 目標指標

目標指標	令和4年	令和6年	参考（平成30年度）
(1) -1 時間外勤務が月45時間を超える教職員の割合※1	24%以下	0%	48% ※10月平均
(1) -2 時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合※2	0%	0%	6% ※10月平均
(2) 年休取得日数	全員8日以上	全員10日以上	-
(3) 学びたい度※3	76%	80%	55.3%

※1 令和元年改正教職員給与特別措置法により定められた残業の上限（原則月45時間）を超えている教職員

※2 勤務時間が、過労死ラインを超えている教職員

※3 毎年実施されている「全国学力・学習状況調査」の調査項目の中の「学校に行くのは楽しいと思いますか」「将来の夢や目標を持っていますか」「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の4項目で算出。4項目のうち、調査されなかった年については、市独自に調査を行って算出。

— 目標指標の設定と達成の考え方

(1) 時間外勤務の縮減へ

- 年間の時間外勤務が月平均45時間を超える教職員ゼロを目指し、長時間労働による健康障害やメンタルヘルス不調を防ぎます。
- 市教育委員会と各学校が勤務実態を把握し、「勤務時間」を意識した働き方を進めます。

(2) 全員年休10日以上の取得を

- 計画的な年休取得を促すことで、ワーク・ライフバランスのとれた生活を推進します。また、休業日等の振替や夏季休暇、年休等が取得しやすい環境を整えます。
- 業務の平準化の観点から、平均ではなく、全員が年休10日以上の取得を目指します。

(3) 質も高める働き方改革へ

- 教職員が教育活動に専念できる環境を確保することで、学校教育の充実、質の向上につなげ、「学びたい度」の目標達成を目指します。

IV 戦略と具体的取り組み

市教育委員会と学校が両輪となり、3つの戦略とそれを具現化する具体的な取り組みを定め、各工程表に基づき、働き方改革を着実に推進していきます。

1 体系

戦略1 学校の業務改善

学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を行うとともに、地域や社会との連携を充実・強化します。

(1) 登下校に関する対応

団体・地域等と連携した見守り体制の構築、登校時間の見直し検討等

(2) 学校納入金の納入・管理

学校納入金の納入一本化、口座引き落とし等による効率化及び適正化、保護者負担経費会計システムの導入促進、納入・管理を教員以外（事務職員等）が担う体制の検討、給食費の公会計化研究・検討等

(3) 部活動

休養日、活動時間、休養期間等の設定、部活動指導員の効果検証と充実検討等

(4) 授業準備、学習評価、成績処理

サポートスタッフの効果検証と充実検討、ICT環境の充実、校務支援システム導入検討、ICT支援員の配置検討等

(5) 支援が必要な児童・生徒への対応

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等専門スタッフの充実、活用推進等

(6) その他

共同学校事務室の導入及びSSCとの連携による事務機能強化、勤務時間外の留守番電話・音声対応の検討、学校支援ボランティアの充実、市教委から学校への調査依頼や事務の精選・簡略化、市教委主催の研修等の見直し、家庭教育学級・PTA等業務の在り方の研究、学校独自の取り組みの推進等

戦略2 勤務時間の管理及び適正化

勤務時間管理を徹底し、文部科学省の示す上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）の実効性を高めます。

（1）学校閉庁日の設定

リフレッシュウィークによる教職員の連続休暇取得促進、学校閉庁日の設定、リフレッシュデイの徹底等

（2）部活動休養日の設定と実施

休養日、活動時間、オフシーズンの設定と徹底、「家庭の日」の部活動休養の徹底等

（3）勤務状況調査

勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築等

戦略3 教職員の働き方に関する意識改革

管理職のマネジメント能力や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、研修の充実を図ります。また、保護者や地域住民に対する広報活動を強化し、理解促進・連携強化を図ります。

（1）学校閉庁日の設定

管理職のマネジメント能力向上・実践的な取り組みの推進、学校毎の取り組み（ワン・アクション運動）、教師一人一人の取り組み（ワン・トライ）運動の推進、計画的な休暇等の取得促進等

（2）部活動休養日の設定と実施

広報こぼやし、広報チラシ等の発行等

2 具体的取り組み

戦略1 学校の業務改善

学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を行うとともに、地域や社会との連携を充実・強化します。

(1) 登下校に関する対応

(1) 団体・地域等と連携した見守り体制の構築

○見守り活動の協定（市教育委員会・関係団体・学校）

市教育委員会が複数の団体と、登下校の見守り体制の充実を図る包括協定を締結します。

【工程】 締結に向けた検討



実践アイデア事例

地域住民と児童と一緒に登校

細野小学校では、地域住民と児童と一緒に登校する「ふれあい登校」を実施しています。令和元年度から始まった試みで、月に1回ペースで実施。登校時の安全管理のほか、参加者には歩くことによる健康維持や、子どもたちとのふれあいを通して、生きがいづくりにつなげてもらう取り組みです。さらに「登下校に関する対応」の一部を地域の方々が担うことで、教職員の負担軽減にもなっています。

昨今、登下校中の事件事故が頻発しており、子どもの登下校中の安全確保の在り方が見直されています。また、市が推進する「健幸のまちづくり（※）」の観点からも、細野小学校の「ふれあい登校」はモデル的取り組みと言えます。

※「健幸のまちづくり」…市民の誰もが生きがいを持ち、幸せに生活できるまちを目指して、市民、地域、学校、団体、企業などが協働で進める取り組みです。



地域の人と一緒に登校する児童



実践アイデア事例

「登校時間の見直し」で、早朝の時間外勤務削減

平成28年度教員勤務実態調査において、小中学校の教師は正規の勤務開始時刻よりも平均で45分程度早く出勤していることが分かりました。これを1年間で合計すると約150時間にも上るため、文部科学省も登校時間の見直しを求めています。細野小学校では、児童玄関の開錠時間を7時30分、児童の登校時間を7時30分～7時50分と児童や保護者に改めて周知することにより、早朝の時間外勤務の削減、朝の時間のゆとりの確保に努めています。

(2) 登校時間の見直し検討

○登校時間の見直し（市教育委員会・保護者・学校）

市教育委員会と学校が連携し、保護者や地域の理解・協力を得て、登校時間を設定する等、朝早い時間の登校の抑制に努めます。

【工程】登校時間見直しに向けた検討

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協議検討・順次実施・評価・改善					

(2) 学校納入金の納入・管理

(1) 学校納入金取扱事務の適正化及び効率化

○学校納入金の一本化・口座振替（学校・保護者）

学校納入金の集金・管理を事務室等で一括管理する体制を検討するとともに、保護者と共に口座振替による集金について協議・検討します。

○専用システムの導入（市教育委員会）

学校納入金を一括して管理できる有料サービス「保護者負担経費会計システム」を、一本化及び口座振替の準備が整った各学校に順次整備します（予算措置）。

【工程】一本化・口座振替・システム導入

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協議検討・順次実施・評価・改善					



実践アイデア事例

学校納入金を口座振替で一括管理へ

市内の12校では、給食費、教材費、校外活動費、PTA会費などの各会計を合算して、口座振替で集金しています。あわせて専用の会計システムを導入して、納入金の適正管理を進めています。教室では、現金を扱うことがなくなり、学級担任の負担軽減を図ることができ、事務室でも台帳や集金袋などの準備や、金融機関への現金運搬の作業などが削減できます。保護者も手数料はかかるものの、現金を子どもに持たせるリスクがなくなり、年間の支払い予定も分かるので、計画的な支出ができます。

導入校の実績・メリット



学校にとって・・・

- ・現金取扱のリスクがなくなり、教員の事務負担、精神的負担の軽減になっている。
- ・督促・再振替をシステム化することで、効率化され、未納が減った。
- ・時間外での現金受取対応が少なくなる。



保護者にとって・・・

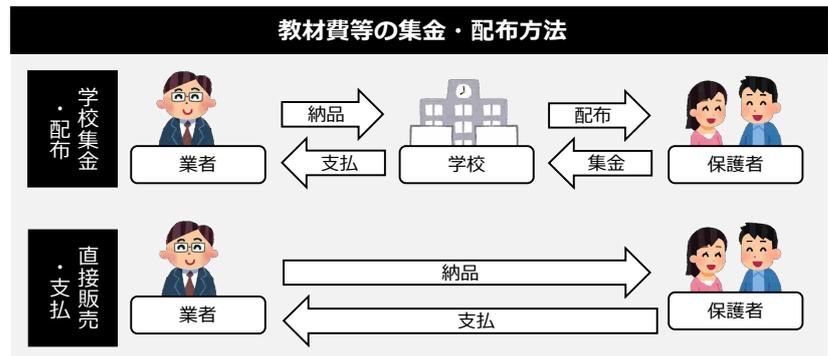
- ・窓口も事務室に一本化され問い合わせしやすい。
- ・子どもに現金を持たせる必要がない。
- ・これまでの納入方法に使っていた労力や時間が削減される。（ゆうちょであれば1回10円の手数料。まとめ払いであれば、より手数料がかからない）



教材費・修学旅行費等を保護者が、業者に直接支払い

市内の各学校では、修学旅行費や卒業アルバム代、写真販売など、学校を介さず、業者と保護者が直接販売（支払）を行うケースも増えてきました。

保護者への支払い方法の周知や督促なども業者が担うため、教職員の事務的・精神的負担の軽減につながっています。



(2) 給食費関連事務の適正化及び効率化

○給食費の公会計化研究・検討等（市教育委員会・学校・保護者）

給食費の集金・管理業務について、学校から市への移行を検討します。

○給食関係事務の簡略化（市教育委員会）

学校が負担感を抱えている給食関係事務について、簡略化を検討、実施します。

【工程】給食費公会計化に向けた検討



(3) 部活動

(1) 休養日、活動時間、休養期間等の設定

○休養日、活動時間、休養期間等の設定（市教育委員会・学校・保護者）

全中学校において、部活動休養日（週当たり2日以上）、1日の活動時間（長くとも平日2時間程度、休業日3時間程度）を設定します。第3日曜日の「家庭の日」は原則として部活動を実施せず、夏休みなどの長期休業中には、休養期間（オフシーズン）を設けます。また、各学校においては、設定された休養日等を徹底します。

【工程】休養日等の設定



(2) 部活動指導員の配置

○部活動指導員の効果検証と充実検討（市教育委員会・学校）

部活動指導員をモデル配置し、その効果及び活用方法について研究し、部活動指導員配置による教員の負担軽減と専門的指導の充実を図ります。

【工程】部活動指導員配置の効果検証・拡充

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
モデル配置	評価・改善・拡充検討				

(4) 授業準備、学習評価、成績処理

(1) サポートスタッフの配置

○サポートスタッフの効果検証と充実検討（市教育委員会）

サポートスタッフをモデル配置し、その効果及び活用方法について研究し、サポートスタッフ配置による教員の負担軽減と教育の質の向上を図ります。

【工程】サポートスタッフの配置

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
モデル配置	評価・改善・拡充検討				



実践アイデア事例

レイアウトの工夫で働きやすい職場に

働きやすい職場環境づくりは、業務効率化を進める上でとても大切な視点であり、身近な物的環境を改善することも働き方改革につながります。細野小学校では、職員室の書庫等の配置の見直し等レイアウトの改善を図り、収納・作業スペースを確保し、書庫や資料を共有できる仕組みづくりに取り組んでいます。また、事務室内の物品を分かりやすく表示、見える化を意識した配置にすることにより、探す側の目線に立った環境づくりを行っています。在庫切れ防止のため、使った人が在庫チェックをする札も掲示しています。



使いやすい書籍や資料



「見える化」した物品



在庫管理の相互チェック

(2) 教育のICT化に向けた環境整備

○ICT機器等の整備（市教育委員会）

全校へのタブレット型パソコン・教育用ツールの整備、普通教室、特別教室への大型掲示装置・実物投影機の整備、無線LAN環境の整備等をすすめる。

○ICT支援員の配置検討（市教育委員会）

学校に整備されたICT環境を最大限活用し、教育力の向上を図るため、ICT支援員の配置を検討する。

【工程】ICT環境・ICT支援員の整備

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
順次整備・配置検討～評価・改善					

○統合型校務支援システムの導入検討（市教育委員会）

出欠・成績・保護者等の児童生徒の情報を一元管理するとともに、通知表、指導要録、保健帳票等の帳票作成や、グループウェア機能などを統合した校務支援システムの導入に向けた検討を行います。

【工程】システム導入に向けた検討

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研究・検討（導入・評価・改善）					



実践アイデア事例

ペーパーレス化で労力やコストを削減

ペーパーレス会議は、資料に手書きできなかつたり、資料を並べて見づらいなどの声もありますが、「資料準備の手間が削減できる」「差し替えが簡単」「印刷・紙代のコスト削減」「資料紛失などによるセキュリティリスクの低減」「検索性がアップ」などメリットも多く、働き方改革の観点からも大きな効果があります。各学校では、既存のICT機器を活用した業効効率化の取り組みがすすんでいます。



◀ 東方中学校では、職員会でタブレット型パソコンを活用。会議の時間短縮につながるため、空いた時間を他の協議に使えるように。また、タブレット型パソコンを定期的に触る機会となるため、職員のITリテラシーの向上にもつながっています。

▶ 須木小学校では、職員室の大型ディスプレイに、週計画案、各職員からの連絡、警察の取り締まり情報などを表示。黒板への記入や印刷の手間もなくなり、情報の即時性確保、連絡漏れの防止につながっています。





活用していますか？校務情報共有システム

学校ごとに「行事予定」や「来校者」、「出張情報」、「連絡事項」等を登録して、校内で情報共有ができる「校務情報共有システム」。各機能を活用することで、トップページから様々な情報を確認できます。また、小林市では「文書データベース」機能を使い、市教委からの文書の大部分はデータ（PDFファイル等）で配信され、各学校の文書件名簿に登録されます。

各学校が郵送等で受領した紙文書もスキャンしてこのシステムに登録することで、公文書のほとんどがデータベース化され、いつでも検索して閲覧することができます。ペーパーレス化により、情報の即時共有、プリント費用の節約、文書管理の効率化が図られています。



各情報の登録時には、ファイルを添付する機能もあり、行事予定に計画を添付したり、連絡事項に資料を添付したりするなどの運用も可能。また、学校日誌や旅行命令書の作成機能もあります。使い方は、SSC共有フォルダにあるマニュアルを参照。



パソコン共有フォルダの整理で業務効率化

仕事の効率を上げるためには、共有フォルダをきれいに整理し、見やすい状態にすることが大切です。探したいファイルがすぐに見つければ、引継ぎやチームによる作業がスムーズにこなせます。大切なのは適切なルールづくりです。一見して内容が分かるフォルダやファイル名になっているか、フォルダ名、ファイル名に一貫性があるか（日付の付け方等）、フォルダを細分化しすぎていないか、階層が深すぎないか等を見直し、業務効率化に勤めましょう。

例えばこんな整理…

- | | |
|-------------|----------|
| 00作業用（一時保管） | 30画像カット集 |
| 01校務 | 31写真 |
| 02教務関係 | 40個人ファイル |
| 03教育研究 | 41PTA |
| 04健康安全 | 50各種資料 |
| 05生徒指導 | 51その他 |
| 06各学年、委員会 | |
| 07教育内容、活動 | |
| 08校外研修 | |

【ルール例】

- ※第1階層は固定する。階層は4層までとする
- ※ファイル名は、2桁数字_作成年月日_ファイル名

（5）支援が必要な児童・生徒への対応

（1）専門スタッフの配置

○スクールソーシャルワーカーの配置・活用（市教育委員会・学校）

児童生徒の抱える悩みや問題の未然防止、早期発見や早期解決を図るため、市スクールソーシャルワーカーを配置します。

【工程】スクールソーシャルワーカーの配置

令和元年度

令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和6年度

（配置済み）・評価・改善

(6) その他

(1) 共同学校事務室の導入

○共同学校事務室・SSC連携による事務機能強化（共同学校事務室・SSC・市教育委員会）

法制化された共同学校事務室を導入し、各学校における事務の平準化を図るとともに、OJT（On The Job Training／職場内教育）による事務職員の資質向上を図ります。また、SSCとの連携により、学校事務機能の強化を図ります。

【工程】共同学校事務室の導入

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(導入済み)・評価・改善					

(2) 留守番電話・音声対応等の検討

○勤務時間外の留守番電話・音声対応等の検討（市教育委員会・学校・保護者・地域）

授業準備や事務作業に集中する時間を十分に確保するため、勤務時間外における留守番電話の設定や音声対応の導入を検討するとともに、併せて緊急対応時等の連絡体制について検討します。また、導入に当たっては、各学校や地域の実情に合わせつつ、保護者や地域、関係機関等に幅広く周知を行い、理解、協力を求めています。

【工程】留守番電話・音声対応等の検討・導入

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検討	順次実施・評価・改善				

(3) 地域学校協働活動の推進

○学校支援ボランティアの増員・周知（市教育委員会・学校・保護者・地域）

学校独自の学校支援ボランティアやKSSVC（こばやしスクールサポートボランティアセンター）の充実を図るため、保護者や地域に幅広く周知を行い、理解、協力を求めるとともに、ボランティアを受け入れるための体制整備に努めます。

【工程】学校支援ボランティアの充実にむけた取り組み

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(実施済み)・評価・改善					



三方良し、の学習支援ボランティア

栗須小学校では、学校独自で取り組む「学習支援ボランティア」の活用がすすんでいます。1人から始まったボランティアも、現在では18人が登録されており、1日に2、3名程が学校を訪れています。一口に地域の方といっても、教職員経験者だけでなく、多様な方が参加し、授業中の声かけや、プリントの印刷やマル付けなど学級運営の手伝いをしています。さらに、学校遊具のペンキ塗りの手伝いなど活動内容も広がりを見せており、それぞれのボランティアが持ち味を生かした支援を行っています。



授業中の声かけ支援



練習問題のマル付け



学校遊具のペンキ塗り

主な活動内容

- ①授業支援（例）…作業等の補助、活動・思考及び理解を促すための助言、担任の指示の確認、練習問題のマル付け、姿勢その他学習態度に関する支援 等
 - ②学級運営支援（例）…プリントの印刷、教具等の作成、提出物のチェック 等
 - ③放課後支援（例）…放課後、学校に残って（少年団活動関連等）自習する児童の学習支援 等
- ※時間は、都合のつく日、都合のよい時間（週に1日、1時間でも）

この取り組みにより、教職員には時間のゆとりが生まれ、子どもは個別指導でより理解が深まり、ボランティアは児童と触れ合うことで生きがいにつながっています。



教員

- 印刷やマル付けをしてもらうことで、休み時間に児童と話ができたり、授業準備等に時間を使える。
- 授業で全体を指導しているときに、個別で声をかけてくださるので、困っている生徒も減っていると思う。
- できたときにしっかりと児童をほめてくれるなど、一緒に児童を見守ってくれるのでありがたい。等

関係者の声



ボランティア

- 楽しく、元気をもらっている。
- 子どもと接すると若返る。等



児童

- 分からなかったところを教えてくれる。
- 分かりやすくなった。等

随所にボランティア活用の工夫があります。



ボランティアの時間割



プリントの印刷等には優先順位やボックスへの配布方法をしっかりと表示



(4) 教育委員会からの調査・照会、申請にかかる手続き等の簡素化

○文書の簡素化・調査依頼・手続き等業務の見直し（市教育委員会）

各学校に依頼する調査や照会等について、必要性の精査や繁忙期を考慮した調査内容、時期等を検討するとともに、学校の負担感の強い事務の効率化についても検討を進めます。

【工程】文書の簡素化・調査依頼・手続き等業務の見直し

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施・評価・改善					

(5) 市教育委員会主催の研修等の見直し

○研修等の見直し（市教育委員会）

市教育委員会主催の研修等について、必要性の精査や時期・回数等を検討するとともに、学校の負担感の強い研修等の効率化について検討を進めます。

【工程】研修等の見直し

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施・評価・改善					

(6) 家庭教育学級・PTA等業務の在り方の研究

○家庭教育学級・PTA等業務の在り方の研究（市教育委員会・学校・保護者・地域）

家庭教育学級・PTA等の運営に関する業務・事務等の校内体制を見直すとともに、保護者・地域・関係団体との役割分担を含め、家庭教育学級・PTA等業務の在り方について研究を進めます。

【工程】家庭教育学級・PTA等業務の在り方の研究

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施・評価・改善					

(7) 学校独自の取り組みの推進

○管理職による具体的な取り組みの推進（学校）

学校独自の働き方改革プランを作成し、具体的な業務の見直しや、簡略化等を行い、教職員が限られた時間を授業準備等に当てられる様、具体的な取り組みを進めるとともに、働き方改革の取り組みの評価・改善を行っていきます。

【具体的な事例】

働き方改革につながる校時程の工夫、学校行事の簡素化、小学校における教科担任制の導入、学校評価の簡素化、地域行事の参加に関する見直し、作品募集参加の見直し等。

○学校及び教職員一人一人による具体的な取り組みの推進（学校）

管理職のリーダーシップの元に、教職員一人一人が「勤務時間」に対する意識を持ち、業務改善を意識しながら業務に当り、子どもと向き合える時間の創出に努めます。

【具体的な事例】

校務分掌の見直し、行事・会議等の精選、同僚間のサポート体制構築、タイムマネジメント、教材・データ共有、計画的な休暇・リフレッシュ等。

【工程】学校独自の取り組みの推進

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施・検討・評価・改善					



実践アイデア事例

小学校高学年における一部教科担任制

小学校高学年の一部の教科を「教科担任制」にする取り組みが全国で広まりつつあります。

教科担任制の導入は、指導内容の充実や授業準備の負担軽減につながるだけでなく、複数の教員による学年・学級経営が可能になったり、教科担任制である中学校の指導環境に慣れておくことで、中1ギャップ対策になるなど、多くのメリットがあると考えられています。

市内では、西小林小学校と野尻小学校が高学年における一部教科担任制を導入しています。令和元年度の西小林小では、5年の担任が5・6年の音楽科、6年担任が5・6年の図工科を担当。野尻小では5年の担任が5・6年の音楽科と家庭科、6年の担任が5・6年の体育科を担当しています。学校は「高学年になると教科の専門性も増すので、各教員がそれぞれの得意分野を生かした指導ができるのは効果的」「5・6年合同の授業でチームティーチングで指導するなどフレキシブル（柔軟）に対応できる」と評価しています。



各教員が得意分野の教科を受け持つことで、指導内容の充実や授業準備の負担軽減につながる一部教科担任制。教科の専門性が増す高学年では、特に効果的。

戦略2 勤務時間の管理及び適正化

勤務時間管理を徹底し、文部科学省の示す上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）の実効性を高めます。

（1）学校閉庁日の設定

（1）学校閉庁日等の設定と実施

○学校閉庁日の設定、休暇取得の促進、リフレッシュデイの徹底等（市教育委員会・学校）

設定した学校閉庁日の効果・課題を検証します。また、夏季休業中のリフレッシュウィークによる教職員の連続休暇取得促進、リフレッシュデイの徹底等などを行います。

【工程】学校閉庁日の設定・徹底等

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施・評価・改善					

（2）部活動休養日の設定と実施

（1）部活動休養日の設定と実施

○部活動休養日、活動時間等の設定と徹底（市教育委員会・学校）

週当たり2日以上、休養日を設け（平日1日以上、休日1日以上）、1日の活動時間は長くとも2時間程度、休業日3時間程度とします。また第3日曜日の「家庭の日」は原則として部活動を実施せず、夏休み等の長期休業中には、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設けます。各学校においては、これら休養日の設定等について徹底します。

【工程】学校閉庁日の設定・徹底等

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施・評価・改善					

(3) 勤務実態調査

(1) 勤務時間の把握

○勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの導入検討（市教育委員会・学校）

教職員の勤務時間を意識した働き方を進めるため、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの導入を検討します。また、教職員の勤務実態の把握を進め、本プランの効果検証や学校における業務の平準化や見直しに活かしていきます。

【工程】システム導入に向けた検討

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検討（実施・評価・改善）					

戦略3 教職員の働き方に関する意識改革

管理職のマネジメント能力や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、研修の充実を図ります。また、保護者や地域住民に対する広報活動を強化し、理解促進・連携強化を図ります。

(1) 研修の実施

(1) 管理職・教職員向け研修の実施等

○管理職を対象とした各研修の実施（市教育委員会・学校）

校長会や教頭会において、組織的に目標の実践、評価による見直しを行うマネジメント能力を養成します。また実践的な取り組みを推進するため、各学校の働き方における、好事例について共有を図ります。

○教職員を対象とした各研修の実施（市教育委員会・学校）

研修等を通じて、教職員一人一人が勤務時間を意識し、業務改善に取り組むことができるようタイムマネジメントやワークライフバランスへの意識向上を図り、また年間を通して、計画的な休暇所得を促します。

【工程】研修の実施

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施・評価・改善					

(2) 啓発活動の実施（教職員・保護者・地域住民）

(1) 啓発活動の実施

○広報こぼやし、広報チラシ等の発行等（市教育委員会）

学校における働き方改革を分かりやすく市民に伝えるため、プランやその内容等について広報こぼやしやチラシ、市ホームページ等を通じて、広く周知を行います。

【工程】 広報こぼやし、広報チラシ等の発行等

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施・評価・改善					



実践アイデア事例

セルフチェック表で意識啓発と課題整理

須木中学校では、令和元年度の2学期から、毎月の出退勤簿に加え、「教職員の働き方改革」にセルフチェック表を定期的の実施し、職員への啓発を行っています。教職員自分自身と学校の取り組みを適宜振り返り、課題を整理していくことに活用しています。

「教職員の働き方改革」に係るセルフチェック表 氏名〔 〕 【 〕月

取組内容	YES	NO
1 毎日の出退勤記録簿への記入で、勤務時間を記録し、把握していますか。		
2 リフレッシュデイに定時に退庁できるよう声をかけ合ってますか。		
3 困っていること、悩んでいることや仕事の進捗状況などを気軽に相談し合える組織づくりができていますか。		
4 日程、学校行事、会議、校務分掌業務などの見直しが定期的に行われていますか。		
5 部活動について休養日の設定と遵守ができていますか。		
6 リフレッシュデイ以外に「ノー残業デー」を一日設定していますか。 設定していれば記入⇒〔 〕		
7 何か「ワンアクション」を決めていますか。 決めていれば⇒〔 〕		



実践アイデア事例

課題に組織的に対応できる体制づくり

学校を取り巻く環境が複雑・多様化する中、組織的に課題に対応できる機能やシステムを構築していくことが大切です。三松小学校では、令和元年度から新しい会議システムを導入。相談や対応の仕組みを見る化して校内で共有し、課題の早期発見・トラブルの未然防止につなげ、教職員の精神の安定を図っています。

V プラン推進に向けて

1 PDCAサイクルによる進行管理

本プランの実施にあたっては、各主体がそれぞれの役割を果たす中で、連携を取り、着実に進めます。また、定期的な評価、見直しによって継続的な改善を図るPDCAサイクルを活用することにより、プランの実行性を高め、着実な推進を図ります。

Plan（計画）

- ・小林市教職員の働き方改革プランを作成（改定）する。
- ・各学校において個別のプランを作成（改定）し、全職員で共通理解を図る。
- ・市民、各団体に周知し、理解・協力を得る。

Do（実行）

- ・教育委員会各課において、取り組みを進める。
- ・各学校において管理職のリーダーシップのもと、教職員一人一人の意見を集約しながら、教職員一人一人が取り組みを進める。

Check（評価）

- ・教職員の勤務時間や働き方の実態を把握する。
- ・各学校は、個別のプランの実施状況について教育委員会に報告する。
- ・教育委員会はプランの目標に対する取り組みを評価し、効果を検証する。

Action（改善）

- ・各学校は、個別のプランを見直し、改定案を作成する。
- ・教育委員会は、小林市教職員の働き方改革プランを見直し、改定案を作成する。

2 推進体制

（1）教育委員会の役割

本プランにより、学校における働き方改革に向けた取り組みを実施するとともに、保護者、地域、関係団体に対する理解を求めるための取り組みを行います。

（2）学校の役割

本プランに基づいた各学校のプランを作成し、働き方改革を明確にするとともに、教職員の共通認識を図り、学校全体で具体的な取り組みを実施します。

また、働き方改革には教職員の意識改革が必要なことから、教職員間で働き方改革について話し合う場を設けたり、研修を実施するなどして、勤務時間や業務の適正化を意識した職場づくりに取り組みます。

（3）保護者・地域・関係団体等の役割

学校教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むものであり、学校や教職員が本来担うべき業務に集中できる環境整備を目指す働き方改革も同様です。市教育委員会及び学校は、保護者、地域や関係団体に学校が抱える課題等に対する理解を求め、協働で課題解決に取り組むための体制づくりに努めます。

參考資料

小林市教職員の働き方改革実行会議 委員名簿

(1) 平成30年度

	所属	職名等	役職	氏名(敬称略)
1	学識経験者	宮崎大学	准教授	湯田 拓史 ※会長
2	小中学校の 保護者代表	小林市PTA協議会	副会長	武田 昭代
3			副会長	羽木 尚子
4	きずな協働体 の代表	にっこばまづくり協議会	会長	貴嶋 憲太郎
5		すきむらづくり協議会	副会長	片之坂 ふき子
6		輝けフロンティアのじり	副委員長	益田 喜一
7	スポーツ少年団 の代表	小林市スポーツ少年団	本部長	横山 章司
8	校長会	南小学校	校長	鶴戸 周成
9		須木中学校	校長	天辰 徳彦 ※副会長
10	教頭会	三松小学校	教頭	大木場 俊弘
11		野尻中学校	教頭	田中 美津枝
12	教務主任会	小林小学校	主幹教諭	山口 弘訓
13		細野中学校	教諭	川越 研二
14	SSC(学校事務)	小林小学校	主幹	上田 晶子
15		三松中学校	事務主査	神戸 満
16	養護教諭部会	幸ヶ丘小学校	養護教諭	松ヶ野 博子
17		野尻中学校	養護教諭	井上 由美
18	市中体連	西小林中学校	教諭	今村 英明
19	県教育委員会の職員	県教育庁教職員課	主幹	平野 博康
20	教育委員会	教育部	部長	山下 康代
21		社会教育課	課長	日高 智子
22		スポーツ振興課	課長	深田 利広

(2) 令和元年度

	所属	職名等	役職	氏名(敬称略)
1	学識経験者	宮崎大学	准教授	湯田 拓史 ※会長
2	小中学校の 保護者代表	小林市PTA協議会	副会長	村橋 治美
3			副会長	榎窪 貴光
4	きずな協働体 の代表	にっこばまちづくり協議会	会長	下別府 明
5		すきむらづくり協議会	副会長	片之坂 ふき子
6		輝けフロンティアのじり	副委員長	益田 喜一
7	スポーツ少年団 の代表	小林市スポーツ少年団	本部長	横山 章司
8	校長会	南小学校	校長	鶴戸 周成
9		須木中学校	校長	天辰 徳彦 ※副会長
10	教頭会	三松小学校	教頭	大木場 俊弘
11		野尻中学校	教頭	田中 美津枝
12	教務主任会	西小林小学校	教諭	野崎 弘樹
13		永久津中学校	教諭	前田 泰博
14	SSC(学校事務)	小林小学校	主幹	上田 晶子
15		三松中学校	事務主査	神戸 満
16	養護教諭部会	幸ヶ丘小学校	養護教諭	松ヶ野 博子
17		野尻中学校	養護教諭	井上 由美
18	市中体連	西小林中学校	教諭	今村 英明
19	県教育委員会の職員	県教育庁教職員課	主幹	大山 和彦
20	教育委員会	教育部	部長	山下 康代
21		社会教育課	課長	松田 和弘
22		スポーツ振興課	課長	税所 将晃

《保護者・地域の皆さまへ》
～学校の働き方改革へのご理解・ご協力をお願いします～

いま、社会全体で働き方改革が進められていますが、学校の働き方改革は特に待ったなしの状況です。

皆さまのお住まいの地域の学校は、毎日どのような御様子でしょうか。

朝は子供たちが登校する前の7時すぎから子供たちを迎えるための準備を始め、夜は職員室の明かりが20時前までついていて、土日もグラウンドや体育館で部活動をやっている、これは全国の小・中学校の平均的な姿です。

一人一人の子供たちと丁寧に向き合いたいという思いから、毎日時間に追われて働いているため、先生は他の職業と比べてストレスが高いというデータもあります。

「そのくらいなら、自分の方が働いている!」「忙しいのは先生だけみたいなこと言わないで!」。皆さまから、そんな声が聞こえてくるかもしれません。

ですが、働き方改革が必要なのは先生を楽にするためではありません。学校が、子供たちの未来に直結する場所だからです。

御存じのとおり、これから大きく社会が変わろうとしています。今でもパソコンやスマホ、外国人との仕事や交流など、私たちが子供だったときとは、取り巻く環境が違ってきています。学校は、子供たち一人一人がそんな未来をたくましく生き抜く力を身に付ける場所でなくてはなりません。

きちんと文章が理解できる力、答えのない問題に対し、自分で考え、仲間と協力して取り組む力、知らない人に自分の意見を正確に伝える力、そして英語やプログラミングなど、しっかり子供たちに身に付けさせなくてはなりません。

学校の働き方改革は、これまでの先生の働き方を見直し、毎日元気に子供たちの前に立って未来につながる力を育む教育を行うために必要なものなのです。先生には、授業やその準備をはじめとした先生にしかできない教育活動に全力投球していただきましょう。

お住まいの地域の学校でも、これから『朝の登校時間を改める』『夜は学校も留守番電話を設置する』『部活動の時間を見直す』『子供の補導時は基本的に保護者に対応いただく』といった取組が始まります。

こうした中、地域全体で子供たちによりよい教育環境を実現するため、学校・家庭・地域が教育目標を共有し、それぞれ何ができるか考え、連携・分担することが重要です。例えば、保護者や地域の方々などがサポート・スタッフや部活動指導員、ボランティアとして学校に参加する、土日の地域行事や登下校時の見守り、夜間の見回り等は地域が主体的に担うといった取組をこれまで以上に進めていただくことも考えられます。特に、PTAに期待される役割は大きく、学校や地域との役割分担を話し合い、共通理解を得ながら、活動を充実することが大切です。

未来を担うのは子供たちです。子供たちのために我々みんなできり組んでまいりましょう。子供たちの教育をますます良くする、そのための学校の働き方改革にご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

平成31年（2019年）3月18日
文部科学大臣 柴山昌彦

教育委員会・学校の教職員の皆様へ ～学校における働き方改革の実現に向けて～

本年1月に中央教育審議会から、学校における働き方改革に関する答申を頂きました。

今の教師の働き方の深刻な状況について、その厳しさを一番実感しておられるのは皆様だと思います。“子供のため”を合い言葉に、志ある教師の皆様が、その使命感から様々な社会の要請に献身的に応え、これまでの学校教育を支えてきましたが、長時間勤務の中で疲弊し、時に過労死に至る痛ましい事態が生じている今、一刻も早く働き方を変えなくてはなりません。

何より働き方改革は教育の質を向上させるために必要です。Society 5.0 といったこれまでにない激動の時代を生き抜く力を、子供たちに身に付けさせるため、教師自らが生活の質を豊かにして人間性や創造性を高め、効果的な教育活動を行うことが今回の働き方改革の目的です。これからも優秀な若者に教師を志してもらうためにも重要です。

文部科学省は、本答申を踏まえ、教職員定数の改善等の一層の条件整備をはじめとして、提言された施策に全力で取り組んでまいります。

その上で、働き方改革の推進には、教育委員会・学校の皆様との連携のもと、これまで以上に真剣に取り組むことが不可欠であるため、今回メッセージを出すことにしました。

<教育委員会の皆様>

教育委員会は、教育活動の充実のため、学校が最大限力を発揮できるように支える組織です。このため、各担当部署がそれぞれ学校に対して指示しているようなものがあれば、全体として学校業務を俯瞰して、スクラップ・アンド・ビルドを行っていくことが不可欠です。

また、学校が子供と向き合う業務に集中するためには、家庭・地域の理解・協力を得ながら、業務の役割分担・適正化を図ることが必要です。他方、学校から地域や家庭に対し、「これは学校の仕事ではない」とは言いづらいものです。教育委員会が学校と関係機関、家庭や地域との連携の起点・つなぎ役として前面に立って、学校運営協議会制度や地域学校協働本部等の体制整備も含め、負担軽減につながる取組をお願いします。

さらに、首長部局にも働きかけ、ICT 環境や人材確保等、必要な予算の確保に御尽力をお願いします。

<学校の教職員の皆様>

いつも子供たちのために御尽力いただいていることに感謝します。このたび、これまで学校や教師が担ってきた代表的な14の業務を始め、学校や教師が担うべき業務の考え方を示しました。教育委員会の支援を受けて、これを機に、学校業務の見直しをお願いします。

勤務時間を意識した働き方も重要です。限られた時間の中で子供たちへの効果的な指導を行うため、メリハリをつけた時間の使い方が大切です。是非、実践的な取組をお願いします。

校長等の管理職の皆様、組織マネジメントは管理職の重要な仕事です。これまで慣例的にやっていた業務も今一度見直しをお願いします。優先順位をつけて、必要性の低い業務は思い切ってやめること、家庭・地域との適切な役割分担を進めるために学校運営協議会の場等で話し合い、理解・協力を得ることも大切です。

私たち、教育に携わる者の目的は一つ、すべては子供たちのためです。

今、子供たちに真に必要な教育環境を確保するため、その在り方を見直す必要があります。

未来を担うのは子供たちです。こうした子供たちのため、我々みんなで取り組みましょう。子供たちへのより良い教育のための学校の働き方改革に御理解をいただき、是非御協力をお願いいたします。

平成31年（2019年）3月18日
文部科学大臣 柴山昌彦

月刊シリーズ

学校の働き方改革

先生が子どもとじっくりと向き合うために

日本全体で加速する「働き方改革」。義務教育の場、小中学校でも「待ったなし」の変化が求められています。今、教育現場はどうなっているのか。長時間労働を是正しながら、教育の質を高めるには何が必要なのか。シリーズを通し考えていきます。

VOL.1

“待ったなし”の働き方改革。 なぜ学校？

AI（人工知能）・ロボット時代を生き抜く「ヒト」としての力の育成。いじめ、不登校、貧困や児童虐待など諸課題への対応。社会の急激な変化が進む中、子どもを取り巻く課題は複雑に、そして多様化してきています。子どもの成長にとって重要な場である学校への期待がさらに高まる中、「プログラミング教育の導入」、「5・6年生の外国語の教科化」など話題の「新学習指導要領」の全面実施も2020年度と目前。市内の小中学校も今、かつてない繁忙期を迎えています。

一方、学校現場では、教師の長時間労働が問題となっています。国が行った調査（「教員勤務実態調査」平成28年度）では、

小学校で3割、中学校では6割近くの教師が、「過労死ライン」に達する月80時間以上の時間外労働を行っている実態が明らかとなりました。教師の多忙化は、教師の心身の健康面だけでなく、「教育の質」、「教師が子どもと向き合う時間」にも影響を及ぼします。

この課題を解決するために、教育委員会では下記のとおり、さまざまな事業を展開します。今後このシリーズでは、各事業の紹介や背景、学校の実態や国の動向などを紹介します。また、子どもたちの現在と未来を託す学校を、わたしたちは「地域」、「一市民」として、どう支えていくべきなのか、についても考えていきます。

平成30年度「学校の働き方改革」に関する事業を一部紹介します

- 顧問や引率ができる部活動指導員のモデル配置
- 複式学級・多人数の特別支援学級の指導充実のための非常勤講師の配置
- 印刷や授業の準備・採点補助など、教員の事務的サポートを行うサポートスタッフのモデル配置
- ALT（外国語指導助手）の増員
- 部活動休養日、学校閉庁日の設定
- 特別支援教育支援員の増員
- 教職員の働き方改革実行会議の設置
- 学校事務の効率化 など

月刊シリーズ

学校の働き方改革

先生が子どもとじっくりと向き合うために

日本全体で加速する「働き方改革」。義務教育の場、小中学校でも「待ったなし」の変化が求められています。今、教育現場はどうなっているのか。長時間労働を是正しながら、教育の質を高めるには何が必要なのか。シリーズを通し考えていきます。

VOL.2

日本の当たり前が、海外では違う？ 諸外国と比較しても多忙な日本の先生

日 本の学校の先生は忙しい。それを示す研究があります（『学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書』2017、国立教育政策研究所）。この研究の中では、諸外国の学校と教員の役割・指導体制について比較調査を実施（裏表1）。日本を含め、アメリカ、イギリス、中国など8カ国を対象に、「朝のホームルーム」「成績情報管理」「校内巡視、安全点検」など33の業務について「○＝教員が担当する業務」、「△＝部分的にあるいは一部の教員が担当する場合がある業務」、「×＝担当でないもの」に分類。日本の教員は、○18業務、△12業務、計30業務に関わっており、○と△の総数が8カ国の中で最多となっています（最少はイギリスで7業務）。

片 や、諸外国の教員の業務は限定的です。「児童生徒の指導に関わる業務」が主で、「学校の運営に関わる業務」はあまり割り当てられていません。具体的に業務を見ていくと「登下校の時間の指導・見守り」は日本以

外「×（教員の業務ではない）」、「給食・昼食時間の食育」は日本と韓国以外「×」という結果に。日本では「学校や教員が担当して当たり前」の業務も、海外では違うことが分かります。イギリスのように「教員がしなくてもいい業務」を定め、業務の多くを免除している国もあります。

一方、教員が児童生徒と多面的に関わり総合的な指導を行う「日本型学校教育」は、国際的に高い評価を受けていることも事実です。この良さを生かしながら教員の負担軽減を図り、「先生が子どもとじっくり向き合える時間をつくっていくこと」が、学校の働き方改革の課題でもあります。文部科学省では、さまざまな調査結果や審議会の答申などを踏まえた「学校における働き方改革に関する緊急対策」を昨年12月に発表しました。今回は、その中で示され話題となっている、学校・教員が担うべき業務、学校・教員以外が担うべき業務など、業務の役割分担や適正化の考え方について紹介します。

【表 1 諸外国における教員の役割】

	業務	国名							
		アメリカ	イギリス	中国	シンガポール	フランス	ドイツ	日本	韓国
児童生徒の指導に関わる業務	登下校の時間の指導・見守り	×	×	×	×	×	×	△	×
	欠席児童への連絡	×	×	○	○	×	○	○	○
	朝のホームルーム	×	○	○	×	×	×	○	○
	教材購入の発注・事務処理	×	×	△	×	×	×	△	×
	成績情報管理	○	×	△	○	○	○	○	○
	教材準備（印刷や物品の準備）	○	×	○	○	○	○	○	○
	課題のある児童生徒への個別指導、補修指導	○	×	○	○	○	○	○	○
	体験活動の運営・準備	○	×	○	○	○	○	○	○
	給食・昼食時間の食育	×	×	×	×	×	×	○	○
	休み時間の指導	○	×	○	△	×	○	○	○
	校内清掃指導	×	×	○	×	×	×	○	○
	運動会、文化祭など	○	○	○	○	×	○	○	○
	運動会、文化祭などの運営・準備	○	○	○	○	×	○	○	○
	進路指導・相談	△	○	○	○	×	○	○	○
	健康・保健指導	×	×	○	○	○	○	△	○
	問題行動を起こした児童生徒への指導	△	○	○	○	○	×	○	○
	カウンセリング、心理的なケア	×	×	○	○	○	×	△	×
	授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導	△	×	○	△	×	△	○	△
	児童会・生徒会指導	○	○	○	×	×	○	○	○
教室環境の整理、備品管理	○	×	△	○	○	○	○	○	
学校の運営に関わる業務	校内巡視、安全点検	×	×	○	×	×	○	△	×
	国や地方自治体の調査・統計への回答	×	×	△	×	×	○	△	×
	文書の受付・保管	×	×	△	×	×	○	△	×
	予算案の作成・執行	×	×	×	×	×	○	×	×
	施設管理・点検・修繕	×	×	△	×	×	×	×	×
	学納金の徴収	×	×	○	×	×	○	△	×
	教師の出張に関する書類の作成	×	×	△	×	×	○	×	×
	学校広報（ウェブサイト等）	×	×	△	×	×	○	○	×
	児童生徒の転入・転出関係事務	×	×	○	×	×	×	△	×
外部対応に関わる業務	家庭訪問	×	×	○	×	×	×	○	△
	地域行事への協力	○	○	△	×	○	×	△	△
	地域のボランティアとの連携調整	×	×	△	×	×	○	△	×
	地域住民が参加した運営組織の運営	△	×	×	×	×	△	△	×

※教員の「担当とされているもの」に○を、「部分的にあるいは一部の教員が担当する場合があるもの」に△を、「担当ではないもの」に×を付けている。三か国以上の国で△又は×が選択されている業務をグレー表示している。全部で40業務設けたが、「出欠確認」、「授業」、「教材研究」、「体験活動」、「試験問題の作成、採点、評価」、「試験監督」、「避難訓練、学校安全指導」「出欠確認」、「授業」等全ての国で「担当とされているもの」7項目は掲載していない。

（出展『学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書』2017、国立教育政策研究所）

月刊シリーズ

学校の働き方改革

先生が子どもとじっくりと向き合うために

日本全体で加速する「働き方改革」。義務教育の場、小中学校でも「待ったなし」の変化が求められています。今、教育現場はどうなっているのか。長時間労働を是正しながら、教育の質を高めるには何が必要なのか。シリーズを通し考えていきます。

VOL.3

登下校の対応、夜間の見回りなど 「学校以外が担うべき」文科省方針示す

先月号では、日本の先生が授業以外にもさまざまな業務を担当し、諸外国と比較してもトップレベルで忙しいという研究事例を紹介しました。学校の働き方改革の一つの方策として文科省が示しているのが「業務の役割分担」。今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するために、学校や先生が担ってきた多様な業務を精査・仕分けし、市町村、関係団体や地域等で役割分担をしていくという考え方です。昨年12月に文科省が発表した緊急対策では、授業以外の

14業務を3つに分類(裏表)。登下校や放課後・夜間の見守りなどを、「学校以外が担うべき業務」としたほか、休み時間の対応、校内清掃、部活動なども「必ずしも教師が担う必要のない業務」と位置付けました。

この役割分担の考え方を基に、全国各地で取り組みが進んでいます。本市でも県内初となる「部活動指導員」や「サポートスタッフ」を配置するなど具体的な施策を展開中です。その他の業務についても、関係者で構成する「小林市教職員の働き方改革実行会議」などで議論を深めているところです。



「学校以外が担うべき業務」とされた登下校に関する対応。市・学校・関係機関・地域の連携強化が望まれます。



今年度からモデル配置されている部活動指導員。教員の負担軽減だけでなく、指導の専門性向上というメリットも。

学校における働き方改革に関する緊急対策より（平成29年12月26日 文部科学省）

【表】これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務に関する考え方
（2017、中央教育審議会の議論をまとめた「中間まとめ」より抜粋）

<p>基本的には 学校以外が 担うべき業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●登下校に関する対応 （学校・関係機関・地域の連携の強化等） ●放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 （学校・警察等連携機関・地域の連携の強化等） ●学校徴収金の徴収・管理 （銀行振込・口座引き落としによる納入、集金管理を学校もしくは教員以外に移譲等） ●地域ボランティアとの連絡調整 <p>上記業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき</p>
<p>学校の業務だが、 必ずしも教師が 担う必要のない業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●調査・統計等への回答等 （首長部局、各教育委員会による見直し、事務職員との分担等） ●児童生徒の休み時間における対応 （地域人材等の参画・協力、輪番等） ●校内清掃 （地域人材等の参画・協力、民間委託、輪番等） ●部活動 （外部人材の参画、地域のクラブ等との連携、活動時間、休養日の設定等） <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>
<p>教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●給食時の対応 （学級担任と栄養教諭等との連携、地域人材等の参画・協力等） ●授業準備 （補助的業務へのサポートスタッフの参画、ICT設備やOA機器の導入・更新、ICT教材の利活用等） ●学習評価や成績処理 （補助的業務へのサポートスタッフの参画、ICT環境整備等） ●学校行事等の準備・運営 （事務職員等との連携、一部外部委託、地域行事へ運営検討等） ●進路指導 （高等学校における進路指導に関わる事務について、事務職員や外部人材との連携・協力等） ●支援が必要な児童生徒・家庭への対応 （専門スタッフとの連携・協力等）

※各事項における（）内は、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等の取組の徹底について（通知）（平成30年2月9日）から抜粋

月刊シリーズ

学校の働き方改革

先生が子どもとじっくりと向き合うために

日本全体で加速する「働き方改革」。義務教育の場、小中学校でも「待ったなし」の変化が求められています。今、教育現場はどうなっているのか。長時間労働を是正しながら、教育の質を高めるには何が必要なのか。シリーズを通し考えていきます。

VOL.4

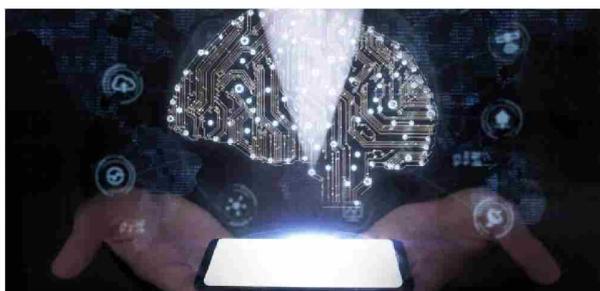
学習指導要領の改訂で 授業や教員の負担はどう変わる？

今、教育現場で働き方改革と並んで最優先課題とされているのが、「新、学習指導要領」への対応です。「学習指導要領」とは、文部科学省が定めている基準で、小学校・中学校・高等学校ごとに各教科の目標や内容が定められています。社会の変化により学ぶべき内容も変わるため、約10年に1回の周期で改訂されてきました。

例えば、昭和52年の改訂は、「ゆとり」がキーワード。「詰め込み教育」から「ゆとり教育」への転機とも言われます。平成20年の改訂は、授業時数が30年ぶりに増加し、

「脱ゆとり教育」とも呼ばれました。今回の改訂は、子どもたちにグローバル社会、^{エーアイ}AI（人工知能）時代にも通用する資質・能力を身に付けさせたい、という発想でデザインされています。

例としては、外国語教育。中学生から学んでいた「外国語科」が、小学5年から正式な教科になります。あわせて、5・6年が学んでいた「外国語活動」が3・4年に前倒しされます。これにより、3年生以上の授業時数が増えることに。中学校の授業時数は変わりませんが、英語の授業は原則英語



AI・ロボット時代の到来は人間の生活をより便利にしてくれますが、今後は、その技術を使いこなす能力が必要に。



多文化共生社会が進展する日本。国際社会で活躍できる能力を育成するため、小学3年生から外国語活動がスタート。

だけで行うことになります。

ま た、「プログラミング教育」が小学校で必修化されます。「今後 20 年程度で、半数近くの仕事が A I やロボットに代替される可能性が高い」との予測があり、情報や A I、最新のデジタル技術を活用できる能力が必要とされているためです。

さ らに、授業方法にも変化があります。全教科でグループ論議、発表や調査などを取り入れた授業改善が推進されています。一方的な講義形式の授業に対し、思考力や判断力といった「考える力」の育成が社会に求められているからです。

見、学習指導要領の改訂は働き方改革と無縁に思えますが、授業時間の増加や授業方法の変化は、教員の働き方に直結します。今回の改訂は、小学校で 2020 年、中学校で 2021 年に全面实施され、現在は、移行期間として部分的に実施が始まっています。教員の多忙化解消を図りながら、同時に今回の改訂に対応していかなければならないというのが、今の実情です。

教 員の業務量を減らし、教育の質を高めるには、外部人材の活用や、地域・関係団体との連携などさまざまな方法が考えられます。「私たちのまちの学校をどうしていくか」。今、市民一体となって考えていく必要があります。

(図) 学習指導要領の改定の変遷とその特徴

改訂	特徴・キーワード
昭和 33 年 (1958)	● 系統的な学習を重視。道徳の時間を新設。
昭和 43 年 (1968)	● 「教育内容の現代化」。教育内容も授業時数もピーク。
昭和 52 年 (1977)	● 「ゆとりと充実」。学習負担の適正化「詰め込み教育」から「ゆとり教育」へ。
平成元年 (1989)	● 「新学力観」。「個性をいかす教育」。生活科の新設。道徳教育の充実。
平成 10 年 (1998)	● 「生きる力」。完全学校週5日制。「総合的な学習の時間」新設。
平成 20 年 (2008)	● 「生きる力」の理念継承。「バランス（基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成）」。 ● 授業時数の増。小学校外国語活動の導入。「脱ゆとり」とも。
平成 27 年 (2015)	※一部改訂 道徳の特別の教科化
平成 29 年 (2017)	● 「学びの地図」。「社会に開かれた教育課程」の実現。「主体的・対話的で深い学び」導入。小5・6年「外国語科」教科化。小3・4年「外国語活動」。プログラミング教育の充実。

情報社会の次のステージ「Society 5.0」 今後社会はようになる？

「Society 5.0」とは、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会です。現在の情報社会 (Society 4.0) は、情報はあふれていますが、人の知識や情報の共有・連携が不十分であったり、地域の課題や少子高齢社会のニーズに十分に対応できていません。そういった課題に対し、IoT (モノのインターネット) や A I、ロボットなどの最新テクノロジーを活用した便利な社会が、Society 5.0 です (右図参照)。例えば、通院しなくても自宅で診療が受けられる「遠隔医療」、ロボットや ICT を使って省力、高品質生産を目指す「スマート農業」、サービス業の人材不足解消につながる「無人店舗 (A I ストア)」などがあります。Society 5.0 が成熟すると、労働の質も変わり、新しいビジネスも生まれます。「今後 20 年程度で、半数近くの仕事が A I やロボットに代替される可

能性が高い」といわれる中、今の子どもたちが、生き抜くためにどういった能力が必要なのか。そういった時代の変化を想定し、学習指導要領は組み立てられています。



図：内閣府作成

月刊シリーズ

学校の働き方改革

先生が子どもとじっくりと向き合うために

日本全体で加速する「働き方改革」。義務教育の場、小中学校でも「待ったなし」の変化が求められています。今、教育現場はどうなっているのか。長時間労働を是正しながら、教育の質を高めるには何が必要なのか。シリーズを通し考えていきます。

VOL.5

教員の事務作業を代行 「サポートスタッフ」をモデル配置

教育委員会では、今年度から、プリントの印刷や製本、データ入力、行事の準備など、教員の事務作業を代行する「サポートスタッフ」をモデル配置しました。小林小学校、小林中学校の2校に2人ずつ配置。代行できる業務の種類、教員のニーズや、教員とサポートスタッフの連携方法など、その効果や運用について検証しています。

文部科学省が平成28年度に実施した教員勤務実態調査で、小学校の教員の約3割、中学校の教員の約6割が「過労死ライン」

を上回る時間外労働をしている実態が公表されました。中でも「授業準備」や「成績処理」に関する事務は、10年前の前回調査よりも増加。平成29年に文科省が発表した緊急対策では、「授業準備」や「学習評価・成績処理」に関する事務は、「教員の業務だが、負担軽減が可能な業務」と明確に位置づけられ、その補助的業務は、サポートスタッフなどの積極的な参画が示されました。

全国の学校で、教員が休み時間や放課後にコピー機に列をなす姿や勤務時間外

【参考】これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方
(文部科学省 中央教育審議会「中間まとめ」より 抜粋)

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等）	⑨給食時の対応 ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

や休日に印刷や製本などを行う実態があります。サポートスタッフは、こういった時間の短縮で、教材研究や授業準備、そして何よりも「子どもと向き合う時間」にあてられるメリットが見込まれます。

小 林中の日高弘之教頭は「サポートスタッフには非常に助かっています。印刷物が増える入試前の時期は製本まで追いつかないこともありましたが、しっかりと製本まででき、教員だけでなく生徒にも還元されています」と活躍を評価。小林中のサポートスタッフ小田加奈さんは「多忙な先生たちを支える仕事はやりがいがあり、喜んでくださることが何よりうれしい。できることは何でもしたい」と意気込んでいます。

※掲載内容は2019年1月に取材した際の内容です。



教員から依頼を受け、入試対策の問題を生徒の数だけ印刷し、製本する小田さん。

市 の調査では両校ともに、教員一人当たりの勤務時間が昨年より減少。長時間労働の是正と教育の質の向上への効果をしつかりと検証し、最大限の成果が上がるよう研究を続けていきます。

直接生徒にも還元されています

小林中学校は生徒数も多いので、全生徒向けの学校便りや案内文書などを作って配布する教頭の立場の自分が一番助かっているかもしれません。アンケートの集計なども手伝ってもらいました。入試前の今は、プリントの印刷と製本が非常に多くなる時期。サポートスタッフの働きは、教員の負担軽減だけでなく、直接生徒に還元されています。



小林中学校
ひだか ひろゆき
日高弘之 教頭

忙しい先生のためにできることを

学校現場で働いて、学校の先生は本当に忙しい仕事だと改めて思いました。印刷物などを持って行くと、「これまでは夜や土日にやっていた」と、本当に喜んでくれるので、やりがいがあります。先生は突発的なことへの対応や授業以外の指導など、計画どおりに進まない仕事なので、先生たちが喜んでくださることは何でもしたいと思っています。



スクールサポートスタッフ
おだかな
小田加奈さん

メモ 「過労死等防止対策白書」公表 教員の8割が働き過ぎ。ストレスや悩みも

厚生労働省は平成30年10月30日、過労死の状況などをまとめた平成30年版「過労死等防止対策白書」を発表しました。今回重点的に調査された業種は、過労死などが多いとされる「自動車運転従事者」、「医療」、「IT産業」、「外食産業」、「教職員」の5種。改めて教職員の働き過ぎの実態やストレスの要因が示されました。

教職員3万5640人がアンケート調査に回答。平日1日の勤務時間が10時間以上と答えた人が約8割と、教職員の大半が法定労働時間(8時間)を大幅に超えています。

残業の理由は「自分が行わなければならない業務量が多い」が7割弱で最多。「予定外の業務が突発的に発生するため」が5割を超えました。ストレスや悩みについては約8割が「ある」と回答。「長時間勤務の多さ」と答えた人が4割と最も多く、学校や児童生徒を取り巻く環境、休日・休暇の少なさ

など教職員特有のものが多くなっています。

心身ともに健康的な先生が子どもたちとじっくり向き合えるよう、長時間労働は正に向けた取り組みを着実に実施していくことが必要です。

重点業種5種の働き過ぎや病の原因・ストレスの特徴など (平成30年版「過労死等防止対策白書」より)

- ①教職員…長期間の過重業務が心と体の病の原因に。
- ②自動車運転従事者…拘束時間が長い、早朝勤務、不規則な勤務が病の原因に。長時間労働、乗客等からの暴力等がストレス要因。
- ③IT産業…発注者・顧客の要望への対応などが、残業の主な原因。納期厳守のプレッシャー、クレーム対応などがストレスに。
- ④外食産業…人手不足や多面的な業務で長時間労働に。特に調理人、店長の業務量が多く病の原因に。
- ⑤医療…診断書、カルテなどの書類作成、救急や患者の緊急対応が残業の要因。患者からの暴力や悲惨な事故などの目撃が心の病の原因に。

月刊シリーズ

学校の働き方改革

先生が子どもとじっくりと向き合うために

日本全体で加速する「働き方改革」。義務教育の場、小中学校でも「待ったなし」の変化が求められています。今、教育現場はどうなっているのか。長時間労働を是正しながら、教育の質を高めるには何が必要なのか。シリーズを通し考えていきます。

VOL.6

県内に先駆け市内3校に「部活動指導員」をモデル配置

教育委員会では、平成30年度8月から、部活動の指導や試合の引率を顧問の教員に変わって担う「部活動指導員」を、県内他市町村に先駆けて導入しました。小林中学校、三松中学校、野尻中学校の3校に1人ずつモデル配置。運用方法や教員の負担軽減の効果などについて検証しています。

文部科学省の教員勤務実態調査（平成28年度）によると、中学校の教員の長時間労働の、主な要因の一つが部活動。文科省が平成29年度に発表した緊急対策では、「部

活動」を「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」として、部活動指導員や外部人材の積極的な参画を示しました。

指導員は、教員がいなくても単独で生徒への指導や大会の引率が可能。教員の負担軽減につながり、教材研究や授業準備、子どもと向き合う時間の確保につながります。加えて、専門性のある指導による競技力・技術力の向上も期待されます。

実際に、指導員が配置された部活動顧問の残業時間は、月20時間程度減少。「専

【参考】これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方
（文部科学省 中央教育審議会「中間まとめ」より 抜粋）

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等）	⑨給食時の対応 ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※掲載内容は2019年2月に取材した際の内容です。

門的指導により生徒の成長に役立っている」「繁忙期や、緊急の業務が入ったときに任せられるのがありがたい」などと声が上がっています。

野 尻中の軟式野球部に配置されているのは、大山達也指導員(25歳)。野尻小2年のときから野球を始め、中学、高校、大学と野球を続け、現在地元の野球チームに所属する根っからの野球人。野尻中軟式野球部のキャプテンを務めました。西諸広域行政事務組合の事務局職員という仕事の傍ら、平日の夕方や休日に生徒たちを指導し、公式試合も顧問の教員と共に引率しています。

野 尻中学校軟式野球部顧問の藤本明広教諭は3年生の担任。「今はまさに受験事務の真っ只中で、部活を見ていただいているので非常に助かります」と感謝。大山さんは「先生たちを見ていて本当に忙しいと思う。



野尻中軟式野球部を指導する部活動指導員の大山さん。

登録や調整ごとは先生、技術指導は自分、と役割分担をしています。いいチームですので、試合で実力が出せるよう手助けしていきたい」と意気込んでいます。

市 教委では部活動指導員の配置のほか、週に2日、部活動休養日を設けるなどして、生徒のリフレッシュ、教員の多忙化解消を図っています。今後も、教員の負担軽減と教育の質の向上につながる取り組みを進めていきます。

受験事務に集中でき助かります

3年の担任もしているの、今まさに迎えている受験事務に集中できる時間ができて非常に助かっています。私自身、野球の経験がないので、ノックをしても「ボールの行き先はボールに聞け～！」といった感じ(笑)。生徒たちも大山さんをリスペクトしていますし、経験に裏打ちされた指導ですので、生徒たちの成長にも役立っています。

野尻中学校 軟式野球部
顧問
ふじもと あきひろ
藤本 明広 教諭



役割分担しながら連携しています

先生たちを見ると、本当に忙しいと思います。練習試合の連絡調整や大会の登録などは先生、現場での技術指導は指導員の自分と、役割分担をしながら連携しています。野尻中軟式野球部は、人数は少ないですが、一人一人実力があるいいチーム。中学生なので長い目で見ながら、のびのびと野球をやらせてあげたいと思っています。

野尻中学校 軟式野球部
顧問(部活動指導員)
おおやま たつや
大山 達也 さん



× 平日は2時間。週に2日は休養日。スポーツ庁が公表する運動部活動に関するガイドライン

運動部活動については、教師の長時間労働や、教師に競技経験等がないために、専門的な指導ができず、生徒のスポーツニーズに必ずしも応えられていないことなどの課題があります。また、大会で勝つことを重視した過度な練習は、生徒のバランスのとれた発達を妨げるという問題があります。

生徒がスポーツに親しめる基盤として、運動部活動を持続可能とするため、スポーツ庁では有識者会議における検討を経て、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定・公表しました。

ガイドラインの中では、平日の活動時間を2時間程度、休養日を週2日以上設けることなどが示されています。これは、

スポーツ医学・科学の観点から、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とされているため。一方、競技力の低下や、活動したい生徒の希望を抑えることにつながるのでは?という意見もあります。そのほか、少子化が進むことから、将来的に、従来の学校単位での部活ではなく、地域のクラブ単位での活動も視野に入れた体制の構築も、ガイドラインでは示唆されています。

部活動のあり方については、今後も議論が続いていくことが予想されますが、教員の多忙化だけでなく、生徒の多様なニーズに応じて、改革を進めることが求められます。

シリーズ

学校の働き方改革

先生が子どもとじっくり向き合うために Vol.9



初めての「ふれあい登校」で、地域の高齢者や祖父母と一緒に登校する児童ら

日本全体で加速する「働き方改革」。義務教育の場、小中学校でも「待たなし」の変化が求められています。今、教育現場はどうなっているのか。長時間労働を是正しながら、教育の質を高めるには何が必要なのか。シリーズを通し考えていきます。

保護者や地域の連携・理解で進む 一挙両得の働き方改革

市内小中学校においても、大小さまざまな働き方改革につながる取組みが行われています。今回は、国が示す「学校・教師が担う代表的な業務の在り方」（下表）にある2つの業務について、学校だけではなく保護者や地域にもメリットを生み出すモデル的な取組みを紹介します。

地域と連携した登校で健康・生きがい・安全

細野小学校では、地域の高齢者が児童と一緒に登校する「ふれあい登校」を行っています。今年度から始まった

試みで、月に1回ペースで実施。登校時の安全確保のほか、参加者には歩くことによる健康維持や、子どもたちとのふれあいを通して、生きがいづ

くりにつなげてもらう取組です。さらに「登下校に関する対応」の一部を地域の高齢者が担うことで、教職員の負担軽減にもなっています。

昨今、大津市や川崎市の事例など、登下校中の事件事故が頻発しており、子どもの登下校中の安全確保の在り方が見直されています。また、市が推進する「健幸のまちづくり（※）」の観点からも細野小の「ふれあい登校」はモデル的取組と言えます。

市内小中学校で広がる学校納入金の口座振替

下表の「学校徴収金の徴収・管理」の学校徴収金とは、給食費、校外活動（修学旅行）費、PTA会費など保護者が

学校に納めるお金のこと。子どもが学級担任に現金で納めたり、地区で集金して事務室に納めるなど、学校により納め方はさまざまです。

市内の一部の学校では、口座振替で集金し、専用ソフトを使い、事務室で一括管理をしています。現金を教室で扱うことがなくなることで、学級担任の負担が減り、事務室でも台帳や集金袋などの準備や、金融機関への現金運搬の作業などが削減できます。保護者も、手数料はかかるものの、現金を持たせるリスクがなくなり、年間の支払予定が分かるので、計画的な支出ができます。現在は、小学校4校、中学校3校で運用されており、年々、この方法への移行が増えている状況です。

【表】新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する方策について（答申）（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）資料より抜粋

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への支援

今回の話

※健幸のまちづくり…市民の誰もが健康で生きがいを持ち幸せに生活できるまちを目指して、市民、地域、学校、団体、企業などが協働により進める取組みです



発行者：小林市教育委員会 学校教育課

令和2年3月発行

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地

電話：0984-23-0424

ファックス：0984-24-1503

メール：k_gakko@city.kobayashi.lg.jp